

## 第3回千葉海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和7年6月12日（木）午後1時30分から
- 2 場 所 千葉県自治会館9階第1・2会議室
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、佐久間 國治、中村 繁久、高橋 敏夫、  
平島 孝一郎、松本 ぬい子、酒井 光弘、小栗山 喜一郎、和田 一夫、  
篠原 克二郎、本田 直久
- 専門委員 齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水産課 宮嶋課長、篠原漁業調整班長、原口漁船漁業班長
- 漁業資源課 原課長、赤羽資源管理班長、川合主査、辻技師
- 水産事務所 銚子：末永所長、辻技師  
館山：中川課長、小宮主査  
勝浦：荒井所長、庄司課長
- 水産総合研究センター 尾崎資源研究室長
- 事務局 永野副技監、高山副主査

### 4 議事事項

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任

### 5 議題

- (1) まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (2) くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (3) その他

### 6 審議経過

#### 【永野副技監】

それでは、委員の皆様、おそろいでございますので、ただいまから第3回千葉海区漁業調整委員会を開会いたします。

それでは、石井会長のほうから挨拶を申し上げます。

### 【石井会長】

皆様には、大変お忙しい中、第3回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

昨日、6月10日に梅雨入りとなり、しばらくはぐずついた天気が続く模様ですが、晴れの日には夏日になる予報も出ております。寒暖差が大きい時期ですので、皆様におかれではお体を御自愛いただければと思います。

さて、浜の状況ですが、今年のマイワシの水揚げが昨年の不調から一転して好調と聞いております。昨年よりも海水温が低く、銚子・鹿島周辺には群が形成され、中羽主体のサイズが漁獲されているとのことです。入梅イワシの水揚げで浜がさらに活気づくことを願っております。

本日御審議いただく案件は、まさば・ごまさばの知事管理漁獲可能量及びくろまぐろの知事管理漁獲可能量の変更についてです。

いずれも重要案件でありますので、委員の皆様方の慎重審議をお願いして、御挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

### 【永野副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。

本日の会議に出席できない旨の連絡がありました委員は、佐藤委員、坂本委員、黒沼委員の3名でございます。委員定数15名のうち12名の出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項で規定する過半数の委員の皆さんが出でられておりますので、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、田邊専門委員からは出席できない旨の御連絡がございました。

次に、議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により石井会長にお願いいたします。

### 【石井会長】

それでは、議事を進行します。まず、本日の議事録署名人ですが、委員会会員規程第11条の規定により、私から指名します。酒井委員と本田委員にお願いいたします。

議事に入ります。

会議次第4の「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任」を上程いたします。

本件は、事務局が素案を用意しているとのことですので、皆様の御了解がいただければ、それをたたき台として検討したいと考えていますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井会長】**

異議なしのことですので、事務局から素案の説明をお願いいたします。

**【永野副技監】**

それでは、事務局から素案の説明をさせていただきます。資料1をお手元に御用意ください。この資料につきましては、4月に開催されました第1回の委員会において、広域漁業調整委員会などの担当委員を選任いただいた際、説明に使用した資料でございます。今回、再度、御決定いただきたい分担につきましては、広域漁業調整委員会でございます。

表の一番上の欄をご覧ください。この委員会につきましては、都道府県の区域を越えて広域的に分布回遊する、かつ、それを漁獲する漁業種類が大臣許可漁業と複数の知事許可漁業にまたがるような水産資源の管理に係る漁業調整を行うため、漁業法の第152条の規定により設置されているものでございます。本県が所属します太平洋広域漁業調整委員会は、委員は各海区から互選された委員が18名、漁業者代表が7名、学識経験が3名の計28名で構成されておりまして、太平洋南部のキンメダイなどの広域資源管理を協議しています。

資料を1枚めくっていただきまして、一番左側の欄になりますが、4月に委員会において石井会長が担当委員として選任されておりますが、任期は前任委員の残任期間であったため、本年の9月30日に満了となります。そこで今回、本年10月1日以降の委員を新たに選任する必要がございます。

太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任について、事務局の素案といたしましては、これまでの考え方を踏襲させていただきまして、引き続き、石井会長の方にお願いしたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

【石井会長】

説明が終わりましたので、御意見・御質問がございましたらお願いいいたします。  
何かございませんか。

特に御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。  
会議次第4の「太平洋広域漁業調整委員会の委員の選任」の原案に賛成の委員は  
挙手を願います。

(挙手全員)

【石井会長】

挙手全員により、会議次第4は原案どおり可決・決定します。  
次に、会議次第5の議題に移ります。第1号議案「まさば及びごまさば太平洋系群に  
関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）」を上程いたし  
ます。事務局から朗読をお願いいたします。

【高山副主査】

(朗読)

【石井会長】

次に、漁獲資源課から説明をお願いいたします。

【赤羽班長】

漁業資源課資源班の赤羽です。  
1号議案について御説明させていただきます。本体資料の2ページを御覧ください。  
本議案は、令和7年5月12日付で国からの漁獲可能量の当初配分があったまさば及び  
ごまさば太平洋系群につきまして、本県における令和7管理年度に関する知事管理  
漁獲可能量の設定についてお諮りするものです。漁業法第16条第1項におきましては、  
知事は県の定めた資源管理方針に即して、国から配分された漁獲可能量について知事

管理区分に配分する数量を定めるものとされております。また、同条第2項には、知事管理区分の漁獲可能量を定めるときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならぬとされております。

3ページを御覧ください。1にお示ししたとおり、今般、まさば及びごまさば太平洋系群につきまして、国から本県に配分された漁獲可能量は、昨年度と同様「現行水準」とされております。本県におけるまさば及びごまさば太平洋系群の管理区分につきましては、千葉県資源管理方針におきまして、複数の管理区分に分けることなく、「千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業」として一括管理することとしておりますので、2にお示ししたとおり、知事管理区分「千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業」に「現行水準」を配分する案になっております。

なお、別刷りの資料2-1には、知事管理漁獲可能量を定めるに当たっての根拠法令及び本県の資源管理方針を、資料2-2の1ページには、まさば及びごまさば太平洋系群の直近3か年のTAC配分量と漁獲実績をお示ししておりますので、後ほど御確認ください。

以上、1号議案、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7年管理年度における知事管理漁獲可能量について説明させていただきましたが、御審議いただきます前に、引き続き、2点ほど報告事項の御説明をさせていただきます。1点目は、本県漁業者にも関係する「伊豆諸島海域における『まさば及びごまさば』の漁獲可能量について」を漁業資源課から。2点目は、「マサバ太平洋系群の資源状況及び不漁要因」について、水産総合研究センターから御報告させていただきます。

それでは、まず、「伊豆諸島海域における『まさば及びごまさば』の漁獲可能量について」御報告させていただきます。別刷りの資料2-2の裏面、2ページをお開きください。伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば」の漁獲可能量につきましては、関係都県で共通管理していくべきとの国からの指導によりまして、関係漁業者が所属する東京都、千葉県、神奈川県、静岡県で協議した結果、平成11年から、東京都に対し一都三県の関係漁業者の漁獲可能量が一括で配分されることになり、現在に至っております。

令和6年漁期の伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量につきましては、東京都の計画において「現行水準」に決定し、現在に至っております。令和7年度漁期についても、国から数量は明示されず、「現行水準」と

して当初配分があり、知事管理漁獲可能量も「現行水準」となる予定です。

下段には、東京都の計画、方針等の概要を記載し、次の3ページには、平成21年から令和6年漁期における当該海域の漁獲量等を表に示しておりますので、後ほど御確認ください。

伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば」の漁獲可能量の御報告につきましては以上です。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

### 【石井会長】

次に、水産総合研究センターから説明をお願いいたします。

### 【尾崎室長】

水産総合研究センター尾崎です。それでは、お手元の資料3に沿いまして、マサバ太平洋系群の資源状況及び諸問題について御報告させていただきます。

まず最初に、資源状況について、水産庁による令和6年度の資源評価結果を基に御説明いたします。資料3の1ページ目、上の段に図1がございますが、これにより資源量の推移について説明いたします。図1には、資源量と漁獲割合の経年変化をお示ししております。マサバの太平洋系群の資源量は、1990年代から2000年代にかけて低い水準でしたが、2004年級群の加入でやや増加した後、さらに、2013年級群の極めて高い水準の加入により増加いたしました。その後、近年では、2018年をピークに、2019年以降は減少傾向であり、2023年の直近の資源量は122万トンと推定されています。

次に、マサバ漁獲量の長期的な変動について御説明いたします。下の段の図2のグラフを御覧ください。マサバ漁期年、これは7月から翌年6月までをマサバの漁期としておりますが、マサバ漁期年におけるマサバ太平洋系群の漁業種類別漁獲量の経年変化をお示ししております。漁獲量は、御覧のように、1990年から91年にかけて2万トン台まで減少しましたが、近年は2013年級群の加入により増加し、全体としては、2017年に約53万トンまで増加した後、2023年には13万トンと大きく減少しています。日本沿岸では、秋の高水温など海洋環境の影響もありますけれども、資源の減少局面に入ったと考えられています。また、中国やロシアなどによる漁獲量は一定の漁獲量が継続しているところです。このように、マサバ太平洋系群全体の漁獲量や資源量は、

2000年代の初頭と比べると高水準の状況が続いておりますが、国内での漁獲量の減少が大きく報じられているところです。

次に、2ページを御覧ください。ここでは、マサバ太平洋系群をめぐる諸問題として、2つ御説明いたします。

1つ目は、上段（1）のマサバTACの大幅減少についてです。水産庁は、来月7月からの次期マサバTACを前年度比6割減の13.9万トンと大幅に減少させました。この背景には、評価手法を国際基準に合わせたことや、他国の漁獲量などの提出によるデータの更新によって、近年の資源量が大幅に低く見積もられたことによります。具体的には、資源量算出に用いている伊豆諸島海域のたもすくい漁のCPUEや、太平洋側でのサバの卵の出現量などが2年連続で低い水準であったこと。それと、中国やロシアによるサバの漁獲物のデータのうち、この年齢データを新しく入手することができて反映させたところ、中国船では予想以上に小型個体を漁獲していることが数字に反映された結果となっています。

次に、現在の黒潮流路の状況です。下の段の3つ並んでいる図を御覧ください。左側の2つは、2023年と2024年の11月の水温分布図ですが、これを見ますと、黒い点々で表しているように、黒潮続流、黒潮に続く流れと呼びますが、黒潮続流が北偏して岸寄りに流れていることが見てとれます。このように、東北海域の水温が高くなっていたことで、マサバの南下が阻害されたことが不漁の一因と考えられています。現在は、一番右の図のように、黒潮続流の北偏傾向はやや緩やかになっており、この状況が続ければ、来遊量が多少増加することが期待されます。また、去る5月9日に気象庁から、黒潮大蛇行が終息する兆しがあるということについて発表がありましたが、再び再蛇行する可能性も見据え、今後数か月は注視していく必要があると考えています。

なお、本漁区の千葉県におけるサバの漁獲状況は、各漁業種類とも低い状況が続いているところです。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願ひいたします。何かございませんか。

特に意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

**【石井会長】**

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件の公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**【石井会長】**

異議なしのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

**【高山副主査】**

(朗読)

**【石井会長】**

次に、漁業資源課から説明をお願いします。

**【赤羽班長】**

漁業資源課資源管理班の赤羽です。

第2号議案について御説明いたします。資料6ページをお開きください。本議案は、

令和7年4月1日から始まっておりますクロマグロの令和7管理年度の漁獲管理について、令和7年6月2日付けで国から本県に追加配分があったため、知事管理漁獲可能量に、この追加配分を反映させた変更案をお諮りするものです。なお、資料7ページ、8ページは、別紙として、今回国から通知のあった変更後の漁獲可能量及び各管理区分への配分量、9ページ、10ページには、新旧対照表を載せてありますが、説明には、考え方を含め整理した別紙としてお配りしております、A3の資料4で御説明しますので、御用意ください。

資料の表題は、「くろまぐろの令和7管理年度の繰越し等に係る追加配分量について（案）」としており、今般、国から追加配分された数量を、本県の各管理区分に配分する考え方を示したもので、配分の考え方につきましては、3月の海区委員会におきまして議決いただいた漁業種類別、地区別、期間別の漁獲実績に応じた比率を基本に配分するという当初配分の考え方を踏襲しております。

資料の構成は、上段には30キロ未満の小型魚、下段には30キロ以上の大型魚の追加配分をお示ししております。表の左から、大きく3つのブロックに分けておりまして、一番左は、県由来の追加配分を算定するためのブロックであり、前期の令和6管理年度の実績などをお示ししております。真ん中は、令和7管理年度の当初配分に、県由来と国由来の追加配分量を加えた変更後の配分量を示したブロックであります。一番右のブロックは、変更後の配分量を漁業種類別、地区別、期間別に配分した数量を示しており、本体資料7ページ、8ページの配分する数量の数字が黄色で網かけした数字と一致しています。

それでは、これを踏まえまして、まず、クロマグロ小型魚30キロ未満の追加配分量について御説明いたします。今般、国から示された小型クロマグロの変更後の数量は103.8トンで、表の右側に赤い字でお示ししたとおり、追加配分量は22.3トンです。この数量は、県の繰越しに由来する数量と国の繰越しに由来する数量を合計した数字になります。

表の左側のブロックから合計の欄を中心に御説明いたします。左のブロックは、県の繰越しに由来する数量の算定と各管理区分への配分をお示ししております。各都道府県において繰り越せる上限は、①基礎となる漁獲可能量の10%と定められており、繰越し数量は、⑤に記載した令和6管理年度の未利用分の数字と⑥の繰越し上限の数字を比較して、小さい方の数字を採用するというルールになっております。①の

各漁業種類、地区別の値は、合計の60トンに県方針で定めた過去の実績を用いた②の当初配分比率を掛けて算出しています。本県におきましては、①の合計欄、基礎となる漁獲可能量60トンの10%である6トンが⑥に示した繰越しの上限となっております。

一方で、未利用分の数量は、令和6管理年度末の配分量③の欄にあります85.1トンから、漁獲実績④の欄にあります76.3トンを差し引くと、⑤の欄にあります8.8トンになります。先ほど御説明したとおり、⑤の未利用分8.8トンと⑥の繰越し上限6トンの小さい方が繰越可能量になりますので、⑦にありますとおり、6トンが県に由来する繰越可能量になります。

次に、右に移っていただいて、真ん中のブロックについてですが、今回の追加配分の総量と各管理区分への配分を示しております。⑧には、令和7管理年度当初配分である81.5トン。⑨には、先ほど算出した県由来の追加配分量である6トン、⑩の欄には、国全体の繰越量等を原資とした追加配分量である16.3トンを示しております。⑨と⑩を合計すると、⑪の今回の追加配分量の総量22.3トンになり、⑧の当初配分との合計が、⑫の欄に赤字で記載した103.8トンで、これらの本県に定められた変更後の漁獲可能量になります。

⑫の黄色で網かけしたマスに漁業の種類別、地区別に配分した数量及び県留保分を記載しております。上から、漁船漁業の銚子九十九里地区が21.1トン、夷隅地区が38.6トン、安房地区が19.3トン、定置漁業が22.8トン及び県留保2トンとなります。

なお、令和6管理年度の漁獲につきましては、4月の海区委員会で御報告させていただきましたとおり、小型魚・大型魚共に消化率が8割を超えたので、国からの追加配分には消化率メリット、小型魚9.3トン、大型魚3.6トンが含まれております。

矢印の右側のブロックには、各管理区分の追加後の配分量を、期間別に配分した数量をお示ししております。銚子九十九里地区は21.1トンの配分を第1期に7.1トン、第2期に0.5トン、第3期に12.7トン、第4期に0.8トン配分しております。以下、夷隅地区では38.6トンを12.5トン、0.5トン、13.1トン、12.5トン。安房地区では19.3トンを6.5トン、0.5トン、4.9トン、7.4トンとそれぞれ配分しております。

なお、定置漁業につきましては、22.8トンを通年で管理することとしております。

以上が小型クロマグロに関する追加配分の説明となります。

続きまして、資料の下段、クロマグロ大型魚、30キロ以上の追加配分量について御説明いたします。先ほど、今般、国から示された大型クロマグロの変更後の配分量

は87.4トンで、追加配分量は、大型魚の表の右上に赤い字をお示ししたとおり、8.8トンでした。先ほどの小型魚の説明と同様、この数量は、県の繰越しに由来する数量と国の繰越しに由来する数量を合計した数字になります。

表の左側から合計の欄を中心に御説明いたします。小型魚と同様、県の繰越しに由来する数量は、①基礎となる漁獲可能量の10%と定められておりますので、本県の大型クロマグロにおきましては、①の欄の29.1トンの10%である2.9トンが、⑥に示した繰越しの上限となっております。

一方で、未利用分につきましては、令和6管理年度の配分量、③の欄にあります61.1トンから、漁獲実績④の欄にあります56.9トンを差し引くと、未利用分は⑤の欄にあります4.2トンとなります。⑤の未利用分4.2トンと⑥の繰越し上限2.9トンの小さい方を繰越可能量とすることとしておりますので、⑦の欄にありますとおり、2.9トンが繰越可能量になります。

次に、右の表に移っていただきまして、⑧の欄には、令和7管理年度の当初配分である78.6トンを、⑨の欄には、県由来の繰越し配分量2.9トンを、⑩の欄には、国由来の配分5.9トンを、⑪の欄には、⑨と⑩を合計した今回の追加配分量である8.8トンが示されており、⑫の欄が、⑧の当初配分量と⑪の追加配分量を合計した、本県に定められた変更後の漁獲可能量87.4トンになります。

また、この87.4トンについて、漁業の種類別に配分したもの及び県留保を⑫の黄色で網掛けしたマスに示しており、上から、漁船漁業等が76.6トン、定置漁業が6.8トン及び県留保4トンになります。

矢印の右側のブロックには、この追加後の配分量を管理区分ごとに期間別にお示しております、漁船漁業等では76.6トンを第1期に36.7トン、第2期に6.2トン、第3期に8.9トン、第4期に24.8トン配分します。

なお、定置漁業につきましては、6.8トンを通年で管理することとしております。

最後に、資料5として、関連法令を抜粋して付しておりますので、後ほど御覧ください。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御意見・御質問がございましたらお願ひします。何かございませんか。平島委員、どうぞ。

【平島委員】

今年、外房の定置にクロマグロが大量に入りまして、大体150トンぐらい、放流しているのが一日100本から150本、1か統で放流している時がありました。

それで、今年の分はこれでいいんですけど、来年度、もし増えることがあれば、少し定置の方にいただけないかなということをただお願ひしたいということです。

今、クロマグロは千葉県に来なくなり、八戸の方に行っているのかなと思います。八戸沖で毎日、定置網が100本から200本ぐらい放流していると聞いています。

海の状況が変わってきている中で、今、千葉だとか、太平洋側にクロマグロがいっぱい来ていると思うので、そういうことを踏まえた中で、また考え方を変えていただければありがたいなということです。

【石井会長】

今日の水経にも出ていましたよね。資源課の方から何か今の平島委員の意見についてありましたらお願ひします。

【赤羽班長】

資源課の赤羽です。

定置漁業につきましては、直近の速報値になりますが、大型魚につきまして、52.7%まで、漁獲枠の消化が進んでいる状況です。

大型・小型共に資源量が増加しております、昨今開催されました国の会議の中でも、定置ではかなり逼迫した状況の中でマグロの放流を積み重ねており、小型魚についてはしっかりと放流をした上で資源管理に努めている、そういった日本の漁業の取り組んでいる実態等もしっかりと示した上で、国際交渉の中で増枠というものをしっかりと訴えていただきたい、というような意見が多数寄せられているところです。

県内の配分について、私からこの場でお示しできませんが、今後の増枠等を見ながら検討してまいります。

**【石井会長】**

平島委員。国も県もそのように動くと思いますけど、やはり国際会議なので、各国が応じてくれればいいですが。小型魚は難しいと感じています。

**【平島委員】**

先日金沢で日本定置協会の総会がありまして、そのときはブリのTACについての話し合いだったんですけども、そこに出席している水産庁さんに、あなたたちのやっていることは、10年、20年前の漁獲量を元にクロマグロの計算しているのではないですかと。直近の4、5年の水揚量を反映してやっていますか、と聞いたらやってないというんですよ。

よその県域は全部放流した実数とトン数を全部出して水産庁に送っているそうです。千葉県が送っているどうか、私は聞いてないですけどね。その時いた水産庁のOBの人たちに言わせると、いや、そんなもん、提出しても段ボール箱に入れちゃって見てないよ、と言われた。ちゃんとやってくれと。直近の、4、5年の水揚量でやるように、制度を作ったときは、10年、20年前のデータなんだから、それを再度やり直して作っていただきたいという提案は、私としてはしてきたんだけども、やるやらないは分からないです。一応そういうことを千葉県として私も発言してきましたが、水産庁の考えることは私たちには分からないです。

**【石井会長】**

千葉県も、小型魚が少しでも増える方向にいくよう、国に意見を出していただければと思います。ただ、相手が国際会議だから、なかなか思うようにいかないと思いますけど、よろしくお願ひします。

平島委員、よろしいですか。

**【平島委員】**

はい。

**【石井会長】**

ほかに何か御意見・御質問ございましたら。何かございませんか。

ほかに御意見がないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、本件の公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要となった場合には、私と事務局に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

異議なしとのことで、そのように取り扱わせていただきます。

次に、議題（3）のその他ですが、皆さん、何かありますか。よろしいですか。

特になければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第6のその他ですが、皆さん、何かございませんか。よろしいですか。

特になれば、漁業資源課から報告をお願いいたします。

【赤羽班長】

資源課班赤羽です。

令和7管理年度におけるクロマグロ（小型魚）の採捕停止命令の解除について御報告いたします。お手元のA4判の資料6を御覧ください。

銚子・九十九里地区漁船漁業等におけるくろまぐろ（小型魚）については、漁業法第33条の規定により、4月25日付で令和7年9月末までの採捕の停止を命令したところです。先ほど第2号議案で御審議いただいたとおり、今般、知事管理漁獲可能量に変更があり、配分量が増えることから、採捕停止命令が解除となる予定です。

命令が解除となった場合も、資料の中ほどの「2」の表中、追加配分後の消化率に

ありますとおり、消化率は90%を超えることから、6月末までは勧告に基づき目的操業の自粛が必要となります、7月からは操業が可能となります。

「3」の表で、現状と命令解除後の管理についてお示ししております。現在は9月末まで、採捕停止が命令されています。命令解除後は、6月末までは勧告に基づき目的操業の自粛等が必要となります、7月以降は操業は可能となります。

報告は以上です。

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等ありましたらお願ひいたします。よろしいですか。特に御意見もないようですので、会議次第6のその他を終了し、会議次第7の事務局連絡事項に移ります。事務局お願ひいたします。

【高山副主査】

(事務連絡)

【石井会長】

それでは、これをもちまして、第3回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後2時17分　閉会